



にしごう

広報にしごう第172号
昭和60年2月5日

VOL.2

■村のうごき 人口 14,070人(+87) 男7,054人(+39) 女7,016人(+48) 世帯数3,363戸(+14) 1月1日現在()は対前月比



“祝” 村民体育館オープン

この施設は、防衛施設庁 民生安定事業の一環として建設されました。

※ 自河布引山演習場周辺整備学習等供用施設（体育館）設置助成事業



▲ こんなに広～いアリーナ

館オープン

じょうぶなからだ

「西郷村民体育館」の柿落しが一月十五日行われました。本体育館は、昭和五十八年度から二ヶ年継続事業で進められてきたもので、中島の総合グラウンドの道路向に白と濃紺、茶、三色の大きな建物がこのほど完成しオープン運びとなったものです。

本体育館は、本村の各学校体育館の使用実績を踏まえ、各学校の体育館使用も満杯状態になりましたし、正規の大会等を開催するにも不十分でした。これを鑑み、バスケットボールを同時二面使用できる体育館が切望されていきました。本体育館完成により、村民のみならずの生活環境の向上と体力、精神鍛錬の場とならむことを願うものです。

柿落し挙行さる

鈴木村長、高木議長、坂井教育長、真船体育協会会長によるテープカットが行われ、村民体育館完成を祝った。この式典のあ

と、開館記念家庭バレーボール大会を行い、白河市と郡内十一チームで熱戦の結果、成績は次のとおりとなりました。

- 優勝 白河市
- 準優勝 西郷村小田倉
- 第三位 東村
- 泉崎村

（総事業費の内訳）

区分	内容	事業費(千円)	備考
1. 用地買収費	面積 45,727㎡	36,492	運動公園敷地として
2. 敷地造成費	造成面積 15,927.2㎡	107,150	体育館用地
3. 建築設計管理費		5,900	353,453千円のうち、33,950千円が補助金である。
4. 本体建築工事費	建築面積 2,134.9㎡	347,553	
5. 備品等購入費	バスケット台 外12品目	12,600	特別交付金
計		509,695	

村民体育館の総事業費は五億九千九百五十万五千円のうち、

防衛庁特別交付金一千二百六十万円を体育館の備品購入に充当

事業費はどのくらいかな…

防衛施設庁民生安定事業補助対象分は、建物本体と設計監理費で三億五千三百四十五万三千円、

したものです。総事業費からこれら補助事業分を差し引いた一億四千三百六十四万二千円が村単独事業となっており内訳は上表のとおりです。

体育館使用料

●体育館使用料

使用区分	全面使用	電気使用料 (単位:円)			
		2分1使用	全灯	半灯	1灯
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツであるとき	児童生徒 無料	無料	無料	無料
	高校 200	100	600	300	150
	一般 400	200	600	300	150
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツであるとき	児童生徒 100	50	1,200	600
	高校 400	200	1,200	600	300
	一般 800	400	1,200	600	300
個人使用の場合	他の行事であるとき	興行に類さないもの	2,000	1,000	1,600
	興行に類するもの	10,000	5,000	1,600	800
	児童生徒 無料	20	—	無料	無料
	高校 100	50	—	100	50
	一般 40	—	100	—	50
トレーニング室			100		
指導員室			100		
放送設備			200		
電光掲示板	1組		200		

- 備考
- この使用料は1時間当たりとする。
 - 時間外の使用に係る使用料の額は、所定の使用料にその2分の1に相当する額を加算した額とする。
 - 村外使用者は、2他の額とする。
 - 個人使用は、2人以内とする。
 - この表において、「入場料を徴収する場合」とは、使用者が、体育館に入場する者から入場料を徴収する場合（名称を問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。）をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。
 - 使用者の使用時間が、1時間に満たない場合は、これを1時間とする。

村民みなさんの 体育館として

この体育館は、村民の生活環境をよりよくし、次代を担う青少年に体位の向上と健全なる情操を身につけたまた村民のみならず、スポーツを通じてコミュニケーションを図り村民生活の向上に資すべく、防衛施設庁の補助事業（白河布引山演習場周辺学習等供用施設（体育館）設置助成事業）として実施したものです。



▲ 関係者によるテープカット

機会があるときはぜひご利用いただきみなさんの身近な施設として下さい。

体育館の 使用にあたって

体育館の使用手続は次のとおりですので、ルールを守り快い汗をおかき下さい。

◆貸切使用

- 体育館で直接申込むこと。
- 受付は、使用する日の十四日前までです。

○受付時間は、午前九時より午後五時まで。（ただし、

待 村民体育

望

じょうずな 利用で

日曜、祝祭日、土曜日の午後は除きます。）

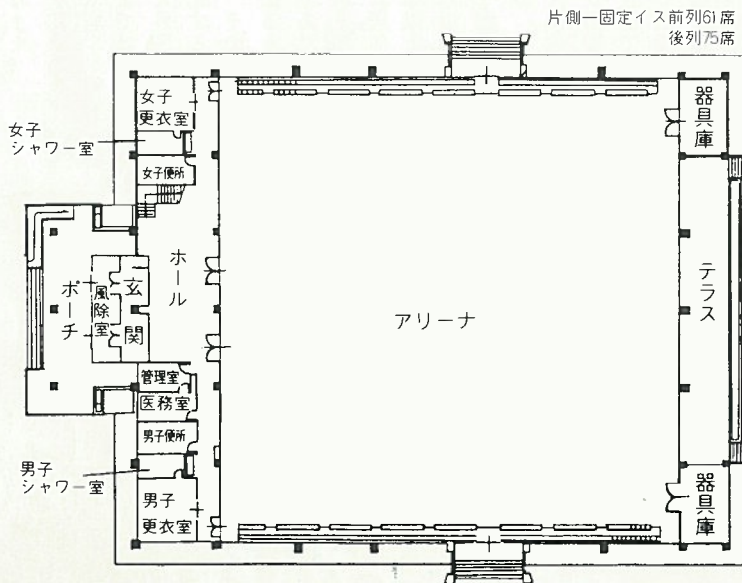
◆個人使用

- 体育館を使用していない時はいつでも使用できます。
- 使用される時は、使用料を納入してから使用して下さい。

◆休館日

- 毎週月曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する日の翌日
- 一月二日、三日及び十二日二十九日から三十一日まで。

体育館平面図(1階)



体育館の施設は：

この体育館は、運動公園敷地として、四万五千七百二十七㎡を取得した後、一万五千九百二十七㎡を体育館建設用地として造成工事を施しました。

この造成地に建築面積が二百三十四㎡で一部二階建のきれいな建物である。体育館の心臓とも言えるアリーナは千四百十

五㎡あり、バスケットボールを例に上げると同時に二面を使用できる広さです。アリーナのほかがギャラリー二百七十二席、男女更衣室、男女シャワールームも備わり大変衛生的な施設となっています。

このほか、管理室、医務室、器具庫、二階には、トレーニング兼控室、放送室、指導員室等があります。

国籍法・戸籍法が改正されました

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和60年1月1日から施行されましたが、その主な改正点は次のとおりです。

国籍法の主な改正点

- 1 父母両系主義の採用
- 2 二重国籍の防止・解消
- 3 帰化条件の改正
- 4 届出による国籍の取得

戸籍法の主な改正点

1 父母両系主義の採用

国際結婚をした人の氏の変更
これまでは、原則として生まれた時に父が日本人でなければその子は日本人になれなかったのですが、昭和60年1月1日からは、生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

2 二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、

二重国籍になる子が多くなりま
す。例えば、韓国人夫・日本人妻の夫婦から生まれた子は、これまで父の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからはこれに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍者になります。

改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような二重国籍防止のための制度を設けました。

(1) 国籍の留保制度の適用範囲の拡大

国籍の留保制度というのは、例えば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように自国内で生まれた人に国籍を与えることとしている国（これを生地主義国といいます。）で生まれたことにより二重国籍になった子は、日本の国籍を留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生地主義国だけに適用があったた

ですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることにしています（先の例の韓国人夫・日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることになりました。）

(2) 国籍の選択制度の新設

この制度によれば、二重国籍者は、原則として22歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。日本の国籍を選択するには

外国の国籍を離脱するか、又は「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を市区町村長に届け出ることによってします。外国の国籍を選択するには、日本の国籍の離脱を届け出ることなどによってします。

また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、1か月以内に選択をしないと自動的に日本の国籍を失うこと

3 帰化条件の改正

これまで、日本人と結婚した外国人の帰化条件（帰化するための最低限の条件）は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。改正法では、これを同一にして、3年以上国内に居住していること（結婚が3年以上続いている場合には、1年以上国内に居住していること）が必要になりました。

このほか、これまで、帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされていましたが、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。また、帰化の時に外国の国籍を失うことが必要とされる重国籍防止条件についても、特別の事情がある場合には、例外として帰化が認められることとなっています。

4 届出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和60年1月1日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本

5 国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのはこれまでと同じですが、改正法により、その人が希望するときは、結婚の日から6カ月以内に市区町村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名づけることができることになりました。



印鑑登録・証明を

受けるときは……

◎印鑑登録の手続きは、

代理人による即時登録はできませんので、できるだけ「本人」が申請して下さい。

本人が自ら申請したとき

原則として文書で本人に郵送により照会し、その回答書を持参提出してもらう方法で確認をし登録します。

ただし、次の場合即時登録ができます。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付した

ものの提出があったとき。
(2) すでに印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面の提出があったとき。

(3) 面識ある村の職員が本人であることを確認したとき。

代理人による申請のとき

本人が出頭できない理由書を添付し申請して下さい。

この場合村が、本人宛に郵送により照会書を送付しますので期限内に回答書を本人が提出して下さい。

ただし、本人が都合により、回答書を持参できない場合は、このときにも出頭できない理由書が必要です。

・印鑑の登録をした方には「印鑑登録証」を交付します。

◎印鑑証明は、

「印鑑登録証」と認印を必ず持参して下さい。

代理人が登録証を持参する場合は、登録している人の住所、氏名をはっきり確かめておいでください。

本人の実印は必要ありません。

納税者のみなさんへ!!

村県民税・所得税申告のお知らせ

税の申告は2月13日から3月15日までです。

納税者のみなさん、ことしも村県民税及び所得税(譲渡所得、農業所得、事業所得など)の申告時期がまいりました。申告書の提出期限は、いずれも3月15日となっております。つきましては便宜上、左記日程により税務課職員が申告の相談に応じますので指定の会場で申告されるようお知らせいたします。

なお、給与所得者で年末調整

してください。

のお済の方は各会社等より給与

〔申告に必要なもの〕

支払報告書が提出されているので、申告する必要がありません

申告書用紙、生命保険領収書、建物共済領収書、医療費領収書、農機具等購入契約書、身体障害者手帳、印鑑、売上明細書

及び他に所得(農業所得、営業所得、不動産所得、譲渡所得等)のある方については、申告して

(例) ※ 農産物の売上明細(果樹、なめこ、しいたけ、きゅうり、インゲン、トマト、ブロッコリー、アスパラ等、乳代、たばこ、養豚、養蚕)その他参考

※ 農産物の生産者は、そ菜、果樹等の出荷額証明書を、送付致しますので、必ず、各出荷先から証明を受けて、申告

になる書類

村県民税及び所得税申告受理日程表

地区	月日	会場	地区	月日	会場
長坂	2月13日(木)	長坂公民館	黒川	3月8日(金)	神速部落 公民館
柏野赤洲	2月14日(木)	柏野公民館	黒森	3月9日(土)	黒森区長宅
米	2月15日(金)	米公民館	伯母沢	3月9日(土)	旧台上分校
鶴生	2月16日(土)	鶴生公民館	一の又	3月11日(月)	一の又公民館
下羽太 中久保	2月18日(月)	下羽太公民館	谷地中	3月12日(火)	谷地中公民館
上羽太	2月19日(火)	上羽太公民館	間の原	3月13日(水)	間の原公民館
虫笠	2月20日(水)	虫笠公民館			
真名子	2月20日(水)	真名子公民館			
遠原	2月21日(木)	遠原公民館			
真船	2月22日(金)	真船公民館			
山下	2月23日(土)	山下公民館			
船倉	2月25日(月)	船倉公民館			
上折口原	2月26日(火)	西郷村 文化センター			
下折口原	2月27日(水)	西郷村 文化センター			
川谷	2月28日(木)	福地地区 集落センター			
上新田	3月1日(金)	転作技術 研修センター			
芝原	3月2日(土)	芝原公民館			
下新田	3月4日(月)	下新田集会所			
原中	3月5日(火)	農民 研修センター			
原中	3月6日(水)	農民 研修センター			
大平	3月7日(木)	大平公民館			

- 申告は必ず申告書に記載されている指定の会場をお願いします。
- 各会場とも時間は午前9時から午後4時までです。
- 土曜日は午前中です。

どうぞお忘れなく!!—村県民税・所得税の申告を!

吟遊詩人

夕日

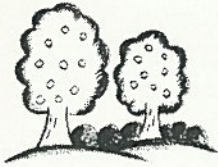
川谷中 二年小沢留美

朝、太陽が昇る
そして夕方になると
真っ赤な夕日となる

山かげに夕日はだんだん
沈んでいく
沈みながら夕日は
帰る人々に
最後のあいさつをしている
ようだ

「さようなら、さようなら。
また明日会いましょう。」

私も夕日に
あいさつを返したい気持ち
になる
「さようなら、夕日……。」



家族で話し合おう 交通安全



子供は“動く赤信号”

子供の交通事故の約60%は、道路への飛び出しです。なぜ、子供は道路に飛び出してしまおうのでしょうか。

その原因の一つに、子供の行動特性があります。子供は一つのことには注意が向くと、他のことに気が回らなくなってしまうのです。

例えば、路地でボール遊びをしていて、ボールが道路に転がってしまったとします。こんな時、大人ならば、急に道路に飛び出せば車にはねられるかもしれないと思い、一度止まります。しかし、子供はボールを追いかければという意識で頭がいっぱいになり、安全も確認せず飛び出してしまおうのです。

時として子供は、大人が想像できないような行動をとります。ドライバーの皆さん、子供を見たら、**“動く赤信号”**、と思い**“見込み運転”**、などせず、スピードを落とし、子供の動きに十分注意して走りましょう。

現代青少年に対する 家庭の考え方について

一、まず現代青少年の意識について、記入して見ると、某大学の実施した青少年の欲望調査書によると、「十八歳から二十歳まで」

今あなたが最も欲しいものを三つ挙げて下さい。と質問したところ、男子学生は、最も望むものは、お金・車・女、「遊ぶ暇を含めて」であり女子学生のそれは、お金・車・服飾品であった。この結果は三年前の調査結果とほとんど変わらないとの事である。

この点から見ても現代の青少年は、その欲望が物質的であり、快楽的であり、刹那的であると考えられる。

二、現代青少年の次の特徴は、その持続性と強度の問題である。我々は欲しいと思うものが簡単に手に入らないとき、その欲しいと思うものは魅力的になつて来る。したがって手に入らないものがやっと手に入ったときの喜びは大きい、ところが現代においては欲すれば吐えられ。もしくは親から欲求不満が先取りされるため、手に入れても喜びは少ない。したがって手に入れたものを大事にしない傾向がある。子供が学校でハンカチから教科書にいたるまで落し物を

絶対に取りに来ないことが、このあたりの事情を端的に物語っている。

また現代家庭の欠如した点は、その一つとして家庭内の人間関係の薄いことである。その二としては、家族の構成員の役割の「あやふや」な事である。その三は同胞性の減少である。このような、環境におかれていく青少年に我々は何をなさなくてはならないだろうか、まず家庭における暖かい人間関係が回復されねばならないし、家族内の役割が確立されなければならぬ。

現実の原則の上に立った行動を親が家庭や社会においてとることが必要である。

成人の一人一人が自己の持つ役割や行動について、これを正しいものに矯正して行くことによつてしか、学校社会も地域社会もその欠点から修復することは出来ないと考えられる。以上の点を実現して青少年の健全育成ができるものと信ずるものである。

保護司
防犯協会理事
青少年健全育成協議会委員
小 椋 誠 三

国民年金

窓



だいじょうぶですか
あなたの国民年金

我が国が世界でも有数の「長寿国」の仲間入りをしたことから「年金制度」に対する関心が最近、高まっています。

現在、日本には七種類の公的年金制度があり、二十歳以上の人、このいずれかの年金に加入しなければならぬことになっています。

国民年金は、厚生年金や共済組合に加入していない自営業者などの人を対象として、昭和三十六年に発足した制度で、これにより国民皆年金がスタートし

ました。厚生年金などの被用者年金と違い、国民年金は、各人が保険料を納付したり、加入や喪失などの届出をしなければなりません。そのため、ややもすると、保険料の納め忘れや、他の年金制度との重複加入や国民年金への未加入といったことになりがちです。将来、年金を受給するには、一定以上の納付期間が必要で、これに一月月でも足りなければ、もらうことができませぬ。ご自分の年金権を確保するために、正しい知識をもつて、納め忘れのないよう、今一度見直してみましよう。

保険料は六十歳に
なるまで納めます

保険料の額はだれでも同じで五十九年度の保険料は月額六、二二〇円で、保険料は六十歳になる前月分まで支払います。将来、受給する年金額は納付月数によって決まります。また、より多く年金をもらいたい人は、付加保険料月額四〇〇円を納めることができます。

あなたが年金を受ける
ために必要な期間

国民年金は、最低二十五年（生年月日により短縮）以上の納付や免除期間が必要です。これに一月月でも不足すれば、将来受給できません。

表を参考にあなた自身の受給権を計算しましょう。

資格期間短縮の特例
この特例は、昭和36年4月以後の期間のみでみます。

生年月日	国民年金法 単独納付 は成	年金 法 の 制 度 に 合 算 す る 日 付	国民年金 法 に 合 算 す る 日 付
大正5年4月1日以前	10年	10年	10年
大正5年4月1日～	11	11	11
大正6年4月1日～	12	12	12
大正7年4月1日～	13	13	13
大正8年4月1日～	14	14	14
大正9年4月1日～	15	15	15
大正10年4月1日～	16	16	16
大正11年4月1日～	17	17	17
大正12年4月1日～	18	18	18
大正13年4月1日～	19	19	19
大正14年4月1日～	20	20	20
大正15年4月1日～	21	21	21
大正16年4月1日～	22	22	22
大正17年4月1日～	23	23	23
大正18年4月1日～	24	24	24
大正19年4月1日～	25	25	25
昭和2年4月1日～			
昭和3年4月1日～			
昭和4年4月1日～			
昭和5年4月1日～			

国民健康保険ガイド

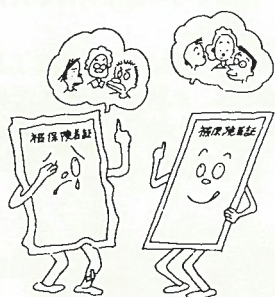
保険証の手続は
きちんとしていますか

西郷村の国民健康保険被保険者証は、一年ごとに切り替えられています。

従来の保険証の有効期限は、六十年三月三十一日まででしたが、昨年十月の健康保険法等の改正に伴いこれを機会に有効期限を六十年九月三十日といたしました。

また、有効期限が三月三十一日の古い保険者証をお持ちの方は、役場保健課国保係の方へ返還してください。

また保険証をなくされた場合とか、記載事項に変更があった場合にはすぐ届け出て下さい。返還や届け出の手続を怠るとあなた自身、思わぬ損害を受けることになりますので注意してください。



保険証を大切にしましょう。

健康メモ

大声を出すよ

気楽なおしゃべりというのは、それ自体ストレス解消に役立つものです。逆に、おしゃべりする機会がないと、知らず知らず気分がふさぎますし、心にひずみが起こるとしゃべりたくなくなるものです。人間にとって、声を出すことは、おしゃべりにかぎらず心身の要求でもあるのです。とくに大声を出すのは、そういう生活場面が少ないだけに、精神的な解放感をえられます。また大声を出すためには、それなりの呼吸機能の必要ですが、保健上有意義です。したがって歌を唄うのもいいし、スポーツでかけ声をかけるのもいいことです。野球や芝居の見物で声をかけるとそれだけで空腹をおぼえるという人がいるほどです。こうしたことは、声を出すという動作自体の有効さだけでなく、そうした生活場面を積極的に持つ意欲の効果でもあるわけです。



募 集

自衛官を求めています

防衛庁では、ただ今、陸・海・空自衛官を募集しております。若いあなたの入隊をお待ちしております。

◎身 分 特別職国家公務員
◎応募資格

18才以上25才未満の日本国籍を有する男子

◎初 任 給

98,000円、10カ月後106,800円となり、その後は年1回昇給。衣・食・住は無料支給。

◎賞 与

年3回、約4.9カ月分、その他寒冷地手当など諸手当が支給されます。

手続など詳しくは、役場又は、自衛隊白河募集事務所（TEL白河24-0372）へお気軽にあたずねください。

国政に生かす
あなたの目と心
参議院議員
補欠選挙
2月17日(日)
が投票日です。

**軽自動車の
廃車の手続きを
お忘れでないですか**

お宅の倉庫などに古いバイクや返し忘れの標識はありませんか。そのまま放っておきますと毎年税金がかかります。早めに廃車の手続きをいたしましょう。

また、紛失してしまったナンバーは、近くの解体業者などから解体証明をしてもらい廃車手続きをしましょう。

手続き先 役場税務課
手続き月日 毎年3月31日まで

**※求人情報は
テレホンサービスで※**

白河公共職業安定所では、管内企業の求人情報を電話によりお知らせすることになりました。皆さんがごぞんじの天気予報や時報を聴く時にダイヤルすると同じ要領です。仕事をお探しの方は、気軽にダイヤルを回してみてください。

電話番号は次のとおりです。
市外局番 0248
白河(25)0404

募 集 昭和60年度
点訳奉仕者養成点字
通信教育受講者をつ
のります。

1 趣 旨

福島県点字図書館の点訳奉仕者を養成するため。

2 募集対象者

福島県内に居住する者で、昭和60年4月1日現在25才以上の者とする。

ただし学生・生徒は除く。

3 募集人員

25名

4 募集期間

昭和60年2月10日から昭和60年2月28日まで
(締切り 当日消印有効)

5 応募方法

官製はがきに次の事項を記載して申し込むこと。

- (1) 点訳奉仕者養成点字通信教育受講申し込み
- (2) 住所 郵便番号
- (3) 氏名(ふりがな)・性別
- (4) 生年月日
- (5) 職業(勤務先)
- (6) 電話番号(自宅・呼び出しの別)

6 申し込み先

〒960 福島市森合町6-7
福島県点字図書館
☎(0245)34-0522

7 受講者の選考

応募者に対し、漢字の読み方などのテスト及びアンケートを、通信により行って選考する。

8 選考の時期

昭和60年3月上旬

9 選考結果の発表

昭和60年3月下旬
(本人に通知する)

10 受講開始

昭和60年4月

11 受講期間

1年間(昭和60年4月から昭和61年3月まで)

12 受講上の条件

- (1) 受講料は無料とするが、受講者からの通信料は本人負担とする。
- (2) 受講者は本受講を修了と同時に、点訳奉仕者として当館に登録し図書館の点訳及び点訳書の校正等に協力するものとする。

13 その他

詳しい事は「福島県点字図書館」にお尋ねください。
☎(0245)34-0522

**衛生カレンダーの
一部訂正のお願い**
 昭和59年度衛生カレンダーの3月分のうち3月21日の祭日が誤って20日で印刷されておりますのでご訂正願います。